【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年８月21日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横井 正道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 宮崎　洋行
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀ＤＣ外国債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年２月21日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正個所および訂正事項】

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１ ファンドの性格
下線部は訂正部分を示します。
＜訂正前＞
(１)ファンドの目的及び基本的性格

（以下略）

③ファンドの特色

（以下略）

ロ．シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

◆シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、平成23年12月末時点で世界22ヵ国で構成されています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）とは、米ドルベースのシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国（2011年12月末現在）
アメリカ、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア、メキシコ
(注１)ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。
(注２)ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

（以下略）

(３)ファンドの仕組み

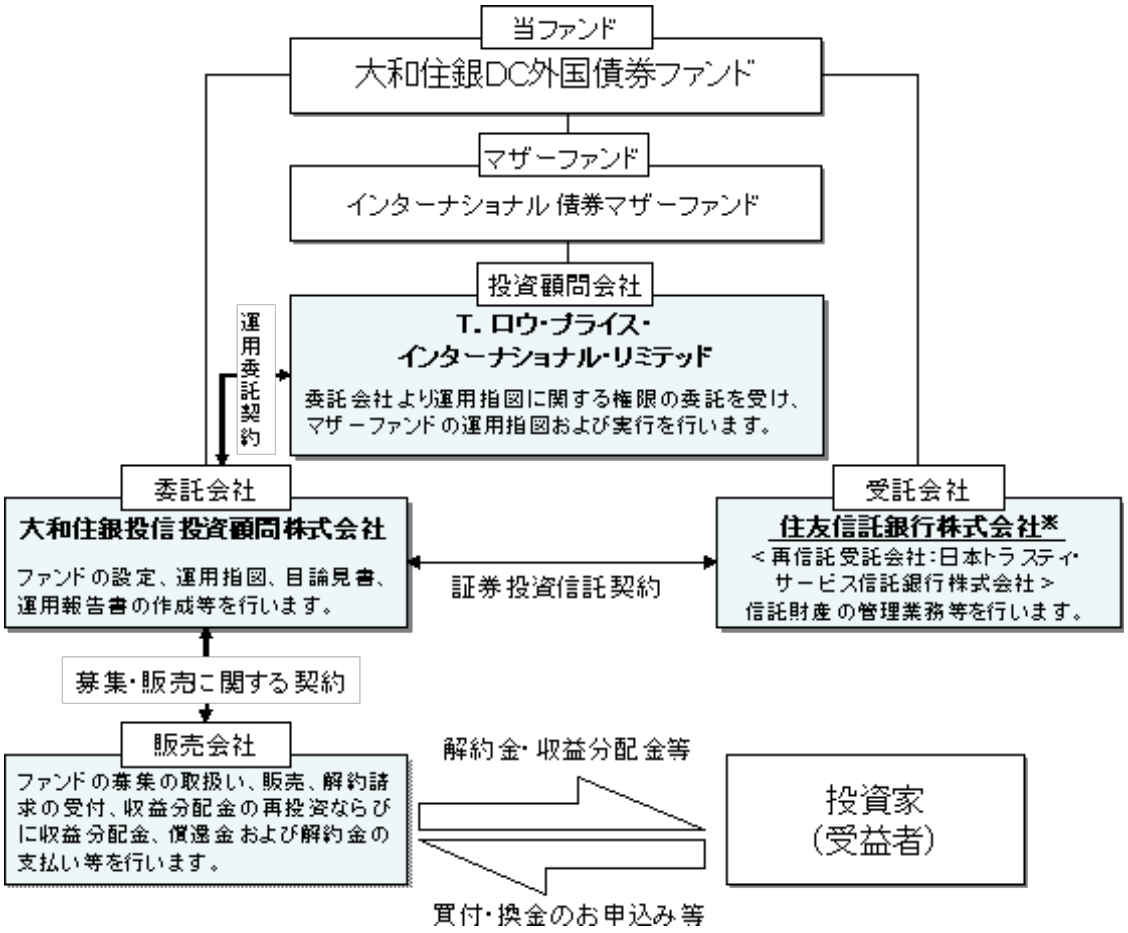

※住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年４月１日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。本書において、以下同じです。

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

（以下略）

②委託会社等の概況（平成23年12月末現在）

（以下略）

＜訂正後＞

(１)ファンドの目的及び基本的性格

（以下略）

③ファンドの特色

（以下略）

ロ．シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

◆シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、平成24年６月末時点で世界21ヵ国で構成されています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）とは、米ドルベースのシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国（2012年６月末現在）
アメリカ、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア、メキシコ
(注１)ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。
(注２)ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

（以下略）

(３)ファンドの仕組み

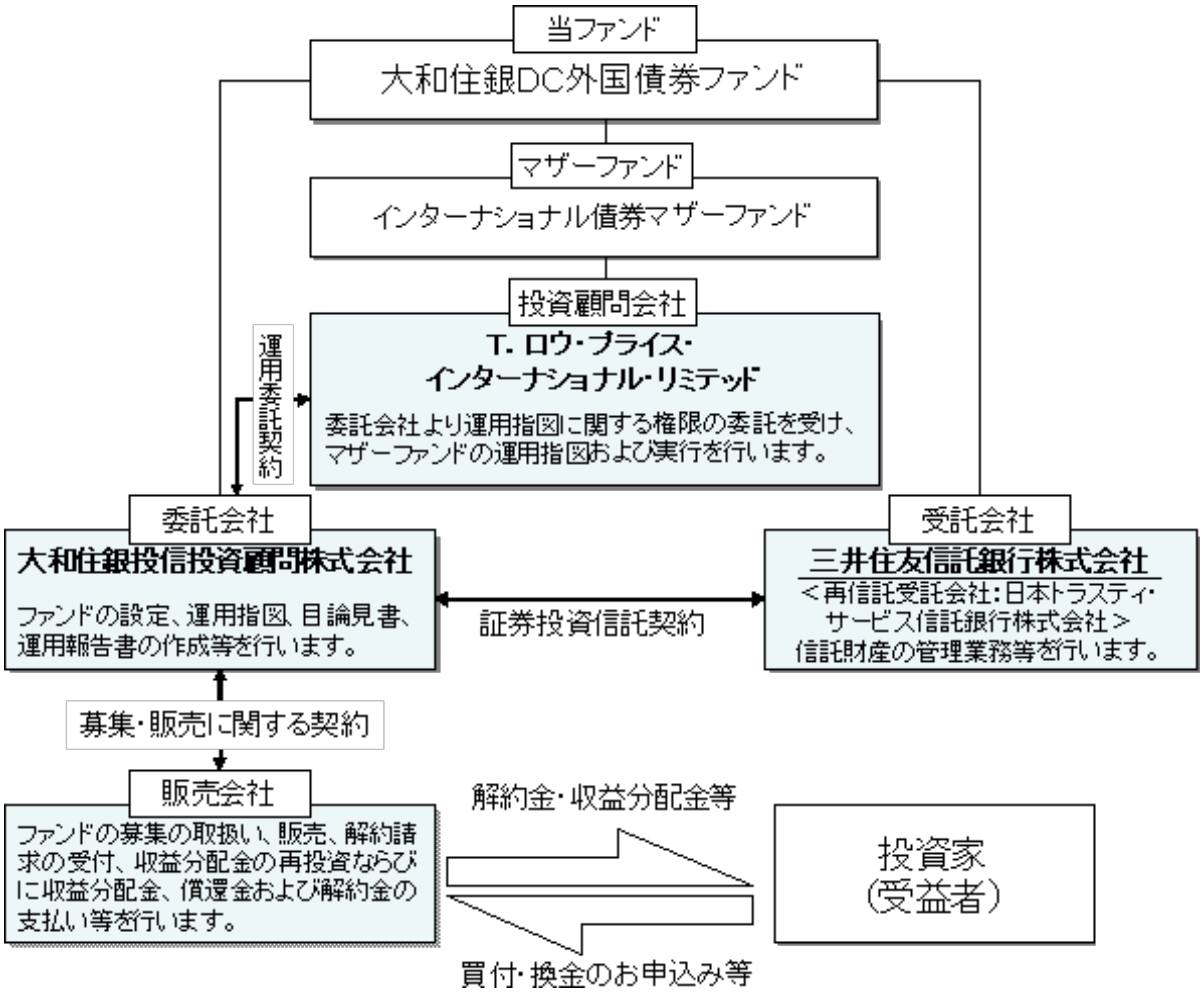

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

（以下略）

②委託会社等の概況（平成24年６月末現在）

（以下略）

２ 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(２)投資対象

（以下略）

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

(３)運用体制

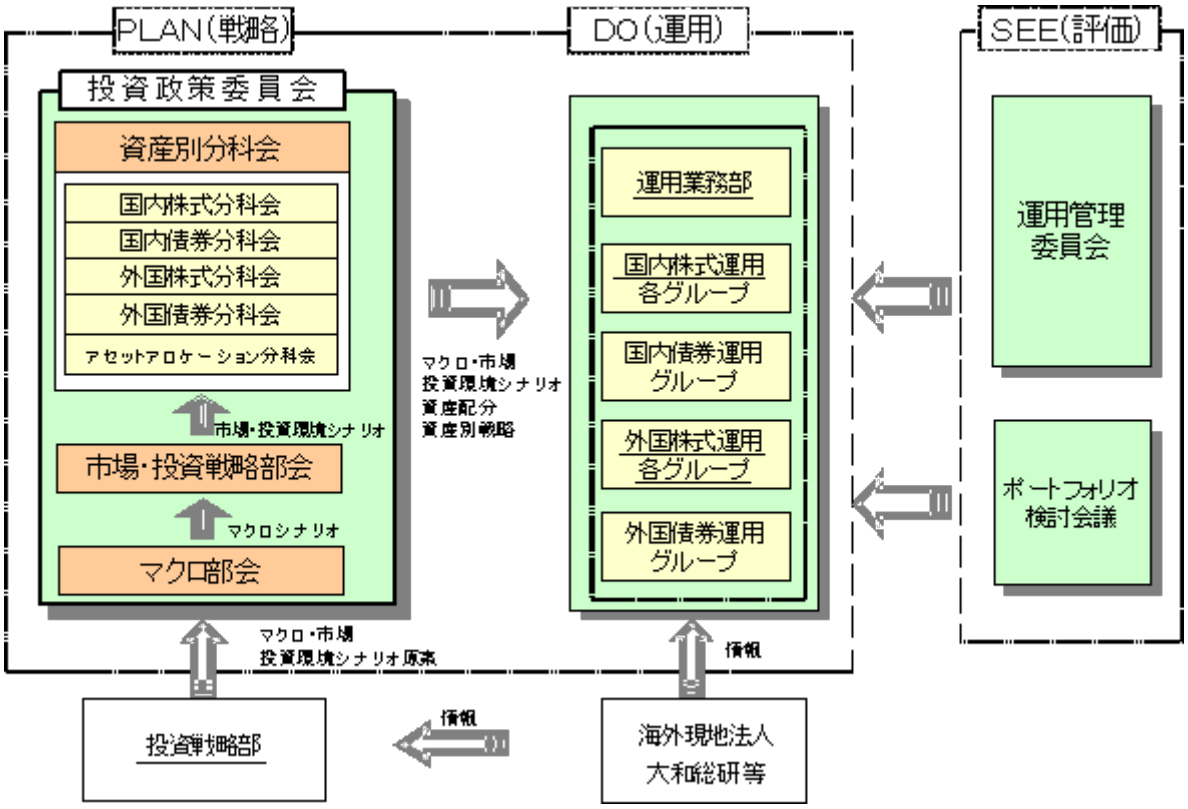

＊当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成23年12月末現在で約100名です。

（以下略）

＜訂正後＞
(２)投資対象

（以下略）

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

(３)運用体制

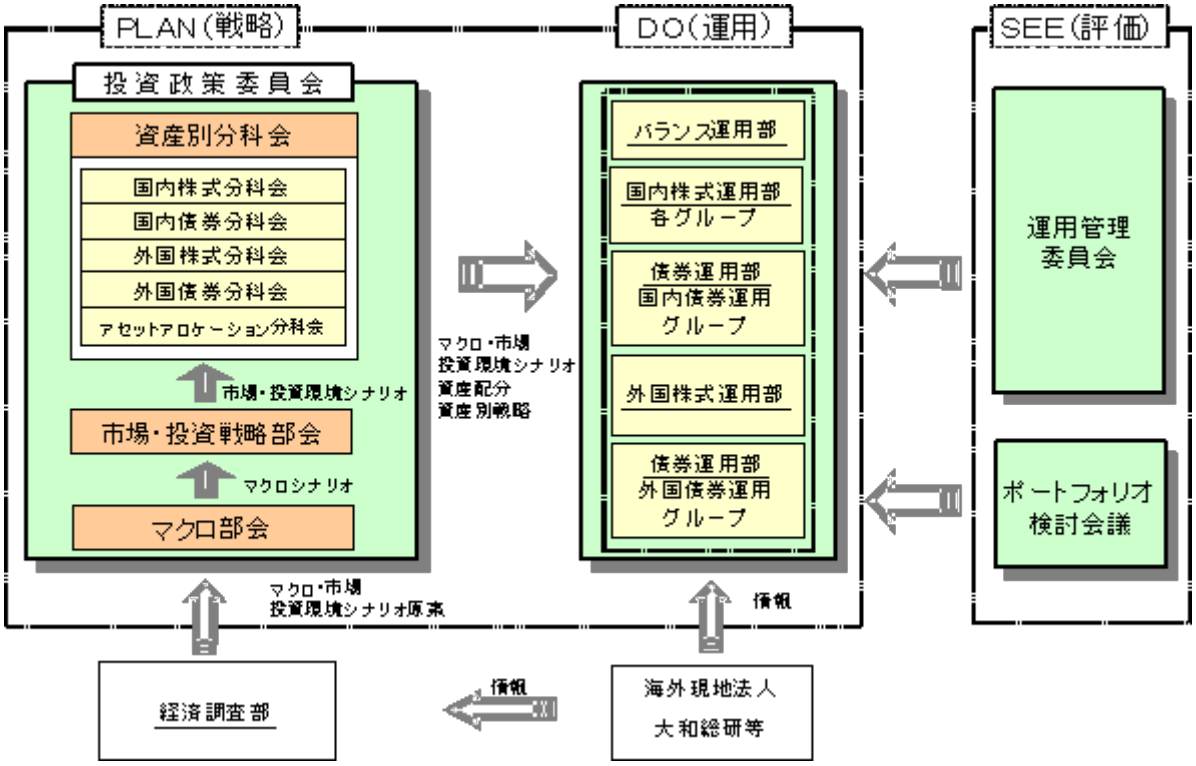

＊当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成24年６月末現在で約100名です。

（以下略）

３ 投資リスク

下線部は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （20名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （６名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （８名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （３名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （20名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

（以下略）

＜訂正後＞
＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （24名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （20名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （６名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （10名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （３名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （20名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

（以下略）

４ 手数料等及び税金
(５)課税上の取扱い

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として下記の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として下記の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税７%および地方税３%）
平成25年１月１日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%および地方税３%）
平成26年１月１日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
平成50年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、下記の税率※で源泉徴収されます。

※税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
平成24年12月31日まで	７％（所得税７％）
平成25年１月１日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税７％、復興特別所得税0.147%）
平成26年１月１日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年１月１日以降	15%（所得税15%）

＜益金不算入制度について＞
当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）
＜個別元本について＞
・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

次へ

５ 運用状況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

(１)投資状況

（平成24年６月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （インターナショナル債券マザーファンド）	日本	1,654,942,149	100.15%
純資産総額		1,652,454,842	－

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの投資状況＞
（平成24年６月末現在）
インターナショナル債券マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	アメリカ	2,739,686,926	33.30%
	ドイツ	767,765,730	9.33%
	イギリス	673,794,256	8.19%
	イタリア	428,545,571	5.21%
	フランス	274,202,719	3.33%
	カナダ	262,099,378	3.19%
	スペイン	238,044,754	2.89%
	メキシコ	194,773,590	2.37%
	ベルギー	192,418,233	2.34%
	マレーシア	165,923,586	2.02%
	ポーランド	146,835,242	1.78%
	南アフリカ	105,331,082	1.28%
	オーストリア	84,048,446	1.02%
	ロシア	82,660,371	1.00%
	チェコ	62,301,755	0.76%
	韓国	61,967,756	0.75%
	ナミビア	41,241,200	0.50%
	インドネシア	40,921,481	0.50%
	オランダ	34,896,592	0.42%
	アイスランド	30,324,654	0.37%
	デンマーク	29,580,828	0.36%
	リトアニア	20,364,428	0.25%
	フィンランド	19,683,078	0.24%
	スウェーデン	16,926,457	0.21%
地方債証券	オーストラリア	49,198,462	0.60%
特殊債券	ドイツ	33,499,292	0.41%
	メキシコ	19,660,949	0.24%
	ルクセンブルグ	11,179,836	0.14%

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
社債券	アメリカ	390,790,561	4.75%
	イギリス	119,394,400	1.45%
	フランス	114,595,433	1.39%
	ケイマン諸島	74,111,879	0.90%
	オランダ	66,317,160	0.81%
	カナダ	32,207,456	0.39%
	ルクセンブルグ	27,875,860	0.34%
	アイルランド	25,520,557	0.31%
	オーストラリア	23,899,467	0.29%
	イタリア	23,816,532	0.29%
	スペイン	19,408,764	0.24%
	ブラジル	17,349,062	0.21%
	ドイツ	15,354,938	0.19%
	スイス	15,263,522	0.19%
	ノルウェー	10,879,469	0.13%
	スウェーデン	10,373,624	0.13%
	バミューダ	7,543,819	0.09%
	メキシコ	7,205,844	0.09%
	チェコ	5,692,114	0.07%
	ジャージィー	5,264,076	0.06%
	デンマーク	5,198,167	0.06%
	ガーンジィ	4,103,239	0.05%
	ベルギー	2,650,968	0.03%
	チリ	822,508	0.01%
純資産総額		8,227,604,300	－

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(２)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

（平成24年６月末現在）

イ．主要銘柄の明細

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	インターナショナル債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 －	1,046,636,826	1.5157 1,586,453,071	1.5812 1,654,942,149	－ －	100.15%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの主要銘柄の明細＞

インターナショナル債券マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	US TREASURY NOTE アメリカ	国債証券 ―	7,504,000	8,150.92 611,645,534	8,046.55 603,813,462	4.0000 2012/11/15	7.34%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	5,089,000	8,330.81 423,955,417	8,313.59 423,078,668	2.2500 2015/01/31	5.14%
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	4,045,000	8,465.07 342,412,224	8,478.71 342,964,016	2.3750 2016/03/31	4.17%
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	3,855,000	8,173.84 315,101,810	8,123.96 313,178,705	2.0000 2013/11/30	3.81%
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,583,000	10,207.85 263,668,858	11,171.52 288,560,549	4.6250 2040/02/15	3.51%
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,436,000	8,715.37 212,306,556	8,835.60 215,235,456	2.8750 2018/03/31	2.62%
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	1,610,000	12,519.12 201,557,847	13,167.96 212,004,259	4.0000 2037/01/04	2.58%
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,377,000	8,800.18 209,180,338	8,837.11 210,058,265	2.7500 2019/02/15	2.55%
9	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	1,935,000	10,346.47 200,204,211	10,241.80 198,178,955	3.7500 2013/07/04	2.41%
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,987,000	8,552.52 169,938,618	8,562.30 170,133,052	2.6250 2016/04/30	2.07%
11	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	1,475,000	10,790.60 159,161,455	10,860.41 160,191,085	2.5000 2021/01/04	1.95%
12	UK GILT イギリス	国債証券 ―	1,013,000	14,318.38 145,045,221	15,413.39 156,137,669	4.2500 2039/09/07	1.90%
13	UK GILT イギリス	国債証券 ―	994,000	14,302.85 142,170,332	15,426.93 153,343,743	4.2500 2032/06/07	1.86%
14	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	1,539,000	8,996.49 138,456,116	8,495.58 130,747,123	3.7500 2021/03/01	1.59%
15	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 ―	956,000	12,902.75 123,350,297	13,205.58 126,245,405	5.7500 2032/10/25	1.53%
16	UK GILT イギリス	国債証券 ―	753,000	14,696.83 110,667,163	15,041.57 113,263,025	4.5000 2019/03/07	1.38%
17	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券 ―	1,124,000	10,315.82 115,949,856	9,582.51 107,707,519	4.4000 2015/01/31	1.31%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	1,314,000	8,796.74 115,589,250	8,107.54 106,533,093	5.0000 2040/09/01	1.29%
19	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	898,000	10,609.11 95,269,891	10,501.98 94,307,837	4.2500 2014/01/04	1.15%
20	US TREASURY BOND アメリカ	国債証券 ―	789,000	10,911.31 86,090,245	11,721.70 92,484,218	5.3750 2031/02/15	1.12%
21	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	780,000	10,810.05 84,318,430	10,769.07 83,998,809	3.7500 2015/01/04	1.02%
22	UK GILT イギリス	国債証券 ―	583,000	14,081.23 82,093,596	14,027.06 81,777,769	4.7500 2015/09/07	0.99%
23	MALAYSIA T-BILL マレーシア	国債証券 ―	3,220,000	2,465.78 79,398,255	2,478.19 79,797,926	― 2012/07/13	0.97%
24	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券 ―	536,000	13,249.13 71,015,340	13,877.80 74,385,052	6.2500 2027/07/15	0.90%
25	POLAND GOVERNMENT BOND ポーランド	国債証券 ―	2,820,000	2,322.60 65,497,401	2,374.51 66,961,266	5.5000 2019/10/25	0.81%
26	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	678,000	10,094.08 68,437,898	9,315.13 63,156,592	4.5000 2018/02/01	0.77%
27	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 ―	582,000	10,522.78 61,242,625	10,788.52 62,789,243	4.2500 2021/09/28	0.76%
28	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券 ―	8,947,000	655.00 58,603,173	698.81 62,522,924	8.5000 2038/11/18	0.76%
29	CZECH REPUBLIC チェコ	国債証券 ―	595,000	9,777.23 58,174,547	10,470.88 62,301,755	3.8750 2022/05/24	0.76%
30	KOREA MONETARY STAB BOND 韓国	国債証券 ―	900,280,000	6.88 62,017,352	6.88 61,967,756	3.8100 2012/08/02	0.75%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.15%
合計	100.15%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率＞
インターナショナル債券マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	81.61%
社債券	12.47%
特殊債券	0.78%
地方債証券	0.60%
合計	95.45%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド
該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率＞
インターナショナル債券マザーファンド
該当事項はありません。

②投資不動産物件

（平成24年６月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドの投資不動産物件＞

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（平成24年６月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの＞
インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成13年９月21日）	1	－	1.0000	－
第１計算期間末 （平成14年11月19日）	6	－	1.1767	－
第２計算期間末 （平成15年11月19日）	22	－	1.2248	－
第３計算期間末 （平成16年11月19日）	56	－	1.3180	－
第４計算期間末 （平成17年11月21日）	257	－	1.4716	－
第５計算期間末 （平成18年11月20日）	490	－	1.5788	－
第６計算期間末 （平成19年11月19日）	843	－	1.6687	－
第７計算期間末 （平成20年11月19日）	938	－	1.3153	－
第８計算期間末 （平成21年11月19日）	1,274	－	1.4680	－
第９計算期間末 （平成22年11月19日）	1,433	－	1.3461	－
平成23年７月末日	1,517	－	1.3004	－
平成23年８月末日	1,542	－	1.3098	－
平成23年９月末日	1,499	－	1.2551	－
平成23年10月末日	1,568	－	1.2960	－
第10計算期間末 （平成23年11月21日）	1,535	－	1.2531	－
平成23年11月末日	1,547	－	1.2565	－
平成23年12月末日	1,573	－	1.2617	－
平成24年１月末日	1,571	－	1.2658	－
平成24年２月末日	1,697	－	1.3611	－
平成24年３月末日	1,722	－	1.3758	－
平成24年４月末日	1,710	－	1.3590	－
平成24年５月末日	1,632	－	1.2907	－
平成24年６月末日	1,652	－	1.3023	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②分配の推移

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

③収益率の推移

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

期間	収益率
第１期（平成13年９月21日～平成14年11月19日）	17.7%
第２期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	4.1%
第３期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	7.6%
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	11.7%
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	7.3%
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	5.7%
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	△21.2%
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	11.6%
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	△8.3%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	△6.9%
第11期中（平成23年11月22日～平成24年５月21日）	4.6%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（参考情報）

2012年6月29日　現在

《基準価額・純資産の推移》 (2002年6月28日～2012年6月29日)

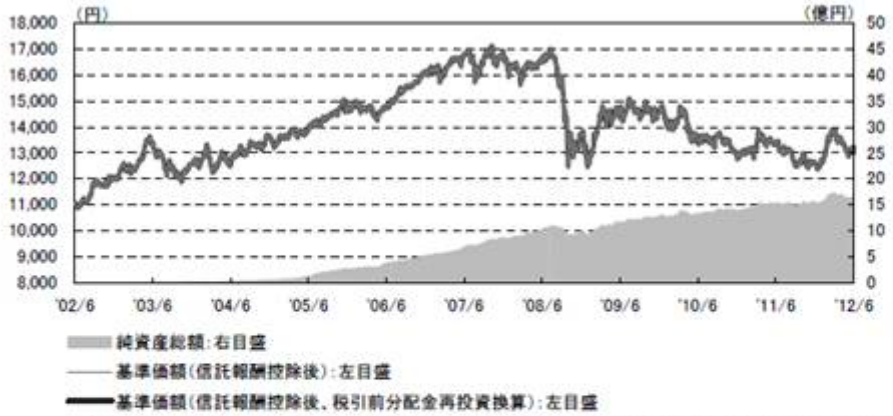

＊基準価額（信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算）は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

《分配の推移》

2011年11月	0円
2010年11月	0円
2009年11月	0円
2008年11月	0円
2007年11月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

《主要な資産の状況》

投資銘柄	投資比率
インターナショナル債券マザーファンド	100.2%

■参考情報
インターナショナル債券マザーファンド
上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	US TREASURY NOTE 4 11/15/12	国債証券	7.3%
2	US TREASURY N/B 2.25 01/31/15	国債証券	5.1%
3	US TREASURY N/B 2.375 03/31/16	国債証券	4.2%
4	US TREASURY N/B 2 11/30/13	国債証券	3.8%
5	US TREASURY N/B 4.625 02/15/40	国債証券	3.5%
6	US TREASURY N/B 2.875 03/31/18	国債証券	2.6%
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4 01/04/37	国債証券	2.6%
8	US TREASURY N/B 2.75 02/15/19	国債証券	2.6%
9	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.75 07/04/13	国債証券	2.4%
10	US TREASURY N/B 2.625 04/30/16	国債証券	2.1%

＊投資比率は全て純資産総額対比

債券種別構成

種別	投資比率
国債証券	81.6%
社債券	12.5%
特殊債券	0.8%
地方債証券	0.6%

《年間収益率の推移》

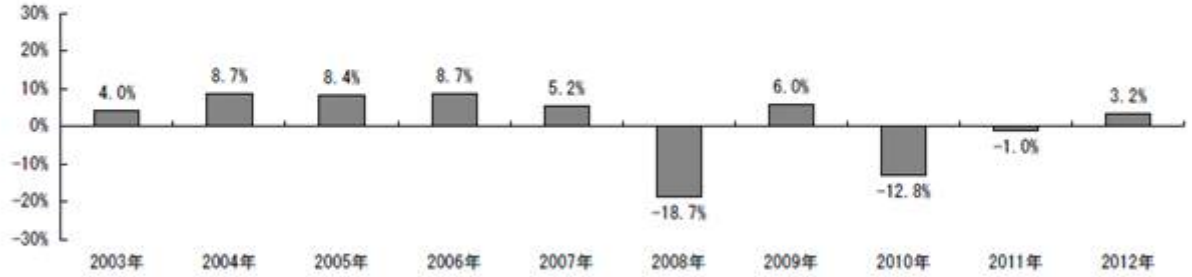

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2012年は6月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(４)設定及び解約の実績

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（平成13年９月21日～平成14年11月19日）	5,867,366	28,518
第２期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	16,409,530	3,561,755
第３期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	32,480,610	8,315,449
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	151,998,545	19,784,733
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	182,760,312	47,365,040
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	258,153,671	62,926,812
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	320,068,007	111,902,058
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	228,306,347	73,855,853
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	270,173,545	73,690,338
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	272,923,320	112,621,738
第11期中（平成23年11月22日～平成24年５月21日）	99,074,736	64,925,253

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第３【ファンドの経理状況】

１ 財務諸表

原届出書の財務諸表の直後に、下記事項が追加されます。

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年11月22日から平成24年５月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

次へ

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

（１）中間貸借対照表

区　　分	当中間計算期間末 平成24年５月21日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,662,621,019
未収入金	1,151,194
流動資産合計	1,663,772,213
資産合計	1,663,772,213
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,893,643
未払受託者報酬	426,402
未払委託者報酬	10,405,472
その他未払費用	85,208
流動負債合計	13,810,725
負債合計	13,810,725
純資産の部	
元本等	
元本	1,259,238,442
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	390,723,046
（分配準備積立金）	39,361,898
元本等合計	1,649,961,488
純資産合計	1,649,961,488
負債純資産合計	1,663,772,213

（２）中間損益及び剰余金計算書

区　　分	当中間計算期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日 金 額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	81,334,960
営業収益合計	81,334,960
営業費用	
受託者報酬	426,402
委託者報酬	10,405,472
その他費用	85,208
営業費用合計	10,917,082
営業利益又は営業損失（△）	70,417,878
経常利益又は経常損失（△）	70,417,878
中間純利益又は中間純損失（△）	70,417,878
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	3,174,548
期首剰余金又は期首欠損金（△）	310,028,283
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,949,406
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,949,406
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,497,973
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,497,973
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	390,723,046

次へ

（３）中間注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当中間計算期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、前計算期末が休日のため、平成23年11月22日から平成24年５月21日までとなっております。

（追加情報）

当中間計算期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 平成24年５月21日現在
１．元本状況	
期首元本額	1,225,088,959円
期中追加設定元本額	99,074,736円
期中一部解約元本額	64,925,253円
２．受益権の総数	1,259,238,442口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日
親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,935,915円

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 平成24年５月21日現在
１．金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
当中間計算期間末（平成24年５月21日現在）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	当中間計算期間末 平成24年５月21日現在
１口当たり純資産額	1.3103円 「１口＝１円（10,000口＝13,103円）」

前へ　次へ

＜参考＞
当ファンドは、「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※ 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

インターナショナル債券マザーファンド

（1）貸借対照表

区　　分	平成24年５月21日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	68,192,649
コール・ローン	197,789,120
国債証券	6,530,620,604
地方債証券	47,913,786
特殊債券	162,793,252
社債券	1,075,553,138
派生商品評価勘定	18,498,934
未収入金	115,675,182
未収利息	87,399,812
前払費用	11,972,266
差入委託証拠金	11,091,742
流動資産合計	8,327,500,485
資産合計	8,327,500,485
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,810,279
未払金	98,052,325
未払解約金	7,065,722
流動負債合計	123,928,326
負債合計	123,928,326
純資産の部	
元本等	
元本	5,163,599,274
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,039,972,885
元本等合計	8,203,572,159
純資産合計	8,203,572,159
負債純資産合計	8,327,500,485

前へ　次へ

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（追加情報）

自 平成23年11月22日 至 平成24年５月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成24年５月21日現在
１．元本状況	
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	5,055,157,744円
期中追加設定元本額	865,621,252円
期中一部解約元本額	757,179,722円
元本の内訳	
大和住銀ＤＣ外国債券ファンド	1,046,529,250円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	130,458,898円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	202,431,629円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	162,924,674円
大和住銀ライフプラン・外国債券	2,506,449,352円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国債券ファンドＶＡ	903,985,831円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,148,282円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,747,169円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,389,417円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	74,422,278円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	129,112,494円
合計	5,163,599,274円
２．受益権の総数	5,163,599,274口

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年５月21日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（通貨関連）

区分	種類	平成24年５月21日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益※（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	456,179,174	－	451,328,479	△4,850,695
	カナダ・ドル	218,376,812	－	212,095,368	△6,281,444
	シンガポール・ドル	35,198,461	－	34,370,145	△828,316
	スイス・フラン	31,752,035	－	31,161,014	△591,021
	デンマーク・クローネ	41,648,080	－	40,863,606	△784,474
	ノルウェー・クローネ	150,729,602	－	146,900,839	△3,828,763
	スウェーデン・クローナ	32,276,959	－	31,110,390	△1,166,569
	メキシコ・ペソ	16,677,000	－	16,325,358	△351,642
	ユーロ	15,098,338	－	14,970,983	△127,355
	売建				
	アメリカ・ドル	15,485,000	－	15,427,735	57,265
	カナダ・ドル	121,456,000	－	118,785,663	2,670,337
	オーストラリア・ドル	76,802,584	－	74,899,329	1,903,255
	イギリス・ポンド	177,400,759	－	173,127,575	4,273,184
	メキシコ・ペソ	71,343,982	－	69,726,020	1,617,962
	ポーランド・ズロチ	84,048,097	－	80,632,497	3,415,600
	ユーロ	257,047,731	－	252,486,400	4,561,331
合計		－	－	1,764,211,401	△311,345

※評価損益は、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの中間計算期間末日までの期間に対応するものです。
（注）時価の算定方法
A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（１口当たり情報）

平成24年５月21日現在
１口当たり純資産額 1.5887円 「１口＝１円（10,000口＝15,887円）」

前へ　次へ

２ ファンドの現況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

純資産額計算書
（平成24年６月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

Ⅰ 資産総額	1,655,703,937	円
Ⅱ 負債総額	3,249,095	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,652,454,842	円
Ⅳ 発行済数量	1,268,890,840	口
Ⅴ １単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3023	円

＜参考：マザーファンドの純資産額計算書＞
（平成24年６月末現在）
インターナショナル債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	8,270,499,465	円
Ⅱ 負債総額	42,895,165	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,227,604,300	円
Ⅳ 発行済数量	5,203,338,637	口
Ⅴ １単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5812	円

前へ

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

１　委託会社等の概況

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成24年６月末現在）
会社が発行する株式総数：12,800,000株
発行済株式総数：3,850,000株
最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、８名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の６名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

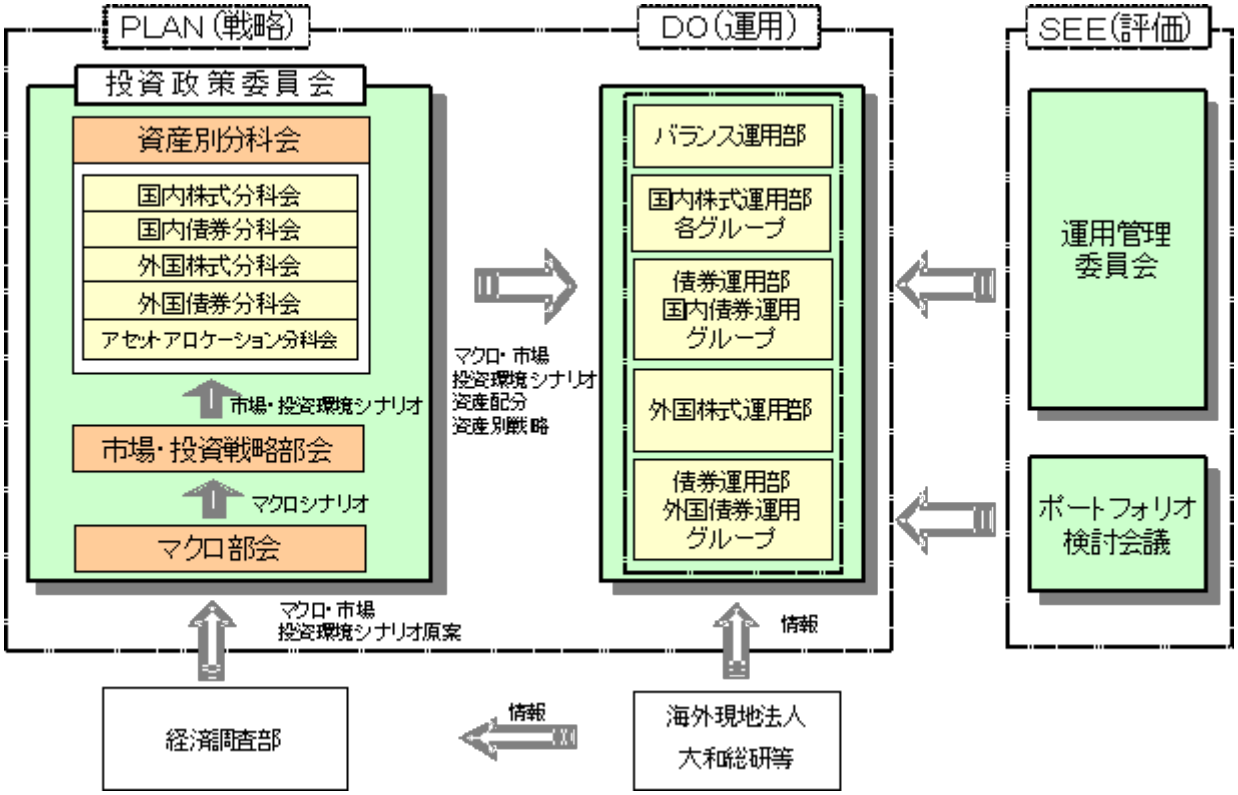
PLAN（戦略）
DO（運用）
SEE（評価）
投資政策委員会
資産別分科会
国内株式分科会
国内債券分科会
外国株式分科会
外国債券分科会
アセットアロケーション分科会
市場・投資環境シナリオ
市場・投資戦略部会
マクロシナリオ
マクロ部会
マクロ・市場
投資環境シナリオ
資産配分
資産別戦略
バランス運用部
国内株式運用部
各グループ
債券運用部
国内債券運用
グループ
外国株式運用部
債券運用部
外国債券運用
グループ
運用管理
委員会
ポートフォリオ
検討会議
マクロ・市場
投資環境シナリオ原案
情報
経済調査部
情報
海外現地法人
大和総研等

２　事業の内容及び営業の概況

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年６月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、155本であり、その純資産総額は、約2,630,959百万円です（なお、親投資信託52本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	15,258百万円
追加型株式投資信託	151	2,614,326百万円
追加型公社債投資信託	1	1,374百万円
合計	155	2,630,959百万円

次へ

３ 委託会社等の経理状況

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づいて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第40期事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

次へ

（１）貸借対照表　（単位：千円）

		第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		13,597,002	15,886,867
前払費用		167,271	176,593
未収委託者報酬		2,467,550	2,348,724
未収運用受託報酬		939,007	830,844
未収収益		32,023	24,384
繰延税金資産		503,471	485,508
その他		6,482	5,956
流動資産計		17,712,808	19,758,878
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	271,199	225,511
器具備品	※1	47,723	60,686
土地		710	710
リース資産	※1	10,015	7,309
建設仮勘定		35,928	-
有形固定資産計		365,576	294,217
無形固定資産			
ソフトウエア		455,655	389,329
ソフトウエア仮勘定		1,454	-
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		469,816	402,036
投資その他の資産			
投資有価証券		4,606,283	4,950,199
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		3,331	2,534
長期差入保証金		743,455	741,014
出資金		161,517	157,660
繰延税金資産		545,849	543,639
その他		2,186	2,403

貸倒引当金	△73,350	△70,650
投資その他の資産計	7,159,048	7,496,574
固定資産計	7,994,441	8,192,828
資産合計	25,707,250	27,951,706

(単位：千円)

	第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,841	2,841
未払金	305,187	222,814
未払手数料	1,159,542	1,094,446
未払費用	952,264	1,010,635
未払法人税等	1,586,776	1,570,446
前受収益	2,895	-
賞与引当金	831,200	874,000
役員賞与引当金	69,900	79,100
その他	18,208	18,977
流動負債計	4,928,817	4,873,261
固定負債		
リース債務	7,674	4,833
退職給付引当金	974,968	1,139,061
役員退職慰労引当金	132,000	144,730
固定負債計	1,114,643	1,288,624
負債合計	6,043,460	6,161,886

(単位：千円)

	第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
純資産の部		
株主資本		

（単位：千円）

資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	16,098,918	18,204,076
利益剰余金合計	17,542,649	19,647,807
株主資本合計	19,698,918	21,804,076
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△35,129	△14,256
評価・換算差額等合計	△35,129	△14,256
純資産合計	19,663,789	21,789,820
負債純資産合計	25,707,250	27,951,706

（２）損益計算書　（単位：千円）

	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第40期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	3,364,664	3,091,311
委託者報酬	24,069,333	27,285,403
その他営業収益	112,848	131,340
営業収益計	27,546,846	30,508,054
営業費用		
支払手数料	11,618,664	12,829,874
広告宣伝費	250,770	131,967
公告費	824	2,247
調査費		
調査費	1,159,953	1,103,744
委託調査費	3,031,399	3,541,508
委託計算費	126,495	122,453
営業雑経費		
通信費	29,827	29,616
印刷費	388,523	350,466
協会費	18,371	23,131
諸会費	5,711	3,166
その他	30,571	29,989
営業費用計	16,661,113	18,168,165
一般管理費		
給料		
役員報酬	208,730	197,010
給料・手当	2,738,220	2,831,165
賞与	34,776	44,371
退職金	814	844
福利厚生費	509,031	544,128
交際費	21,011	19,828
旅費交通費	142,945	151,573
租税公課	69,890	74,062

不動産賃借料	842,754	841,453
退職給付費用	194,442	206,629
固定資産減価償却費	91,811	96,356
賞与引当金繰入額	831,200	874,000
役員退職慰労引当金繰入額	39,130	38,080
役員賞与引当金繰入額	69,900	79,100
諸経費	255,110	255,488
一般管理費計	6,049,768	6,254,092
営業利益	4,835,964	6,085,796
営業外収益		
受取配当金	76,007	149,045
受取利息	6,368	3,732
その他	12,177	11,769
営業外収益計	94,553	164,547
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	4,016
為替差損	11,583	2,424
その他	340	957
営業外費用計	11,923	7,398
経常利益	4,918,593	6,242,945
特別損失		
投資有価証券評価損	―	50,687
その他	340	5,375
特別損失計	340	56,063
税引前当期純利益	4,918,252	6,186,881
法人税、住民税及び事業税	2,240,224	2,653,180
法人税等調整額	△150,601	4,043
法人税等合計	2,089,622	2,657,223
当期純利益	2,828,630	3,529,657

（３）株主資本等変動計算書　（単位：千円）

	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第40期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		

当期首残高	14,232,788	16,098,918
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△1,424,500
当期純利益	2,828,630	3,529,657
当期変動額合計	1,866,130	2,105,157
当期末残高	16,098,918	18,204,076
利益剰余金合計		
当期首残高	15,676,519	17,542,649
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△1,424,500
当期純利益	2,828,630	3,529,657
当期変動額合計	1,866,130	2,105,157
当期末残高	17,542,649	19,647,807
株主資本合計		
当期首残高	17,832,788	19,698,918
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△1,424,500
当期純利益	2,828,630	3,529,657
当期変動額合計	1,866,130	2,105,157
当期末残高	19,698,918	21,804,076
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△92,156	△35,129
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,026	20,873
当期変動額合計	57,026	20,873
当期末残高	△35,129	△14,256
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△92,156	△35,129
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,026	20,873
当期変動額合計	57,026	20,873

当期末残高	△35,129	△14,256
純資産合計		
当期首残高	17,740,631	19,663,789
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△1,424,500
当期純利益	2,828,630	3,529,657
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,026	20,873
当期変動額合計	1,923,157	2,126,030
当期末残高	19,663,789	21,789,820

前へ　次へ

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15～30年

器具備品　　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　268,368千円 器具備品　248,865千円 リース資産　1,006千円 2.保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　23,314千円	※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　315,276千円 器具備品　273,481千円 リース資産　3,712千円 2.保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　19,359千円

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　計	3,850	－	－	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	利益剰余金	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　計	3,850	－	－	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の第40回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,771,000	利益剰余金	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（リース取引関係）

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	第39期（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	2,974	1,849
合計	4,823	2,974	1,849

（単位：千円）

	第40期（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	3,939	884
合計	4,823	3,939	884

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

	第39期(平成23年3月31日)	第40期（平成24年3月31日）
1年内	1,007	961
1年超	961	―
合計	1,968	961

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第40期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	1,070	1,070
減価償却費相当額	964	964
支払利息相当額	104	62

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であり、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第39期（平成23年3月31日）　　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	13,597,002	13,597,002	－
（2）未収委託者報酬	2,467,550	2,467,550	－
（3）未収運用受託報酬	939,007	939,007	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	4,314,859	4,314,859	－
資産計	21,318,420	21,318,420	－
（1）未払手数料	1,159,542	1,159,542	－
（2）未払費用（*1）	725,141	725,141	－
負債計	1,884,684	1,884,684	－

（*1）未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

第40期（平成24年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	15,886,867	15,886,867	－
（2）未収委託者報酬	2,348,724	2,348,724	－
（3）未収運用受託報酬	830,844	830,844	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	4,711,863	4,711,863	－
資産計	23,778,298	23,778,298	－
（1）未払手数料	1,094,446	1,094,446	－
（2）未払費用（*1）	823,266	823,266	－
負債計	1,917,712	1,917,712	－

（*1）未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第39期（平成23年3月31日）	第40期（平成24年3月31日）
（1）その他有価証券		
非上場株式	291,423	238,335
（2）子会社株式		
非上場株式	1,169,774	1,169,774
（3）長期差入保証金	743,455	741,014

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第39期（平成23年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	13,597,002	―	―	―
未収委託者報酬	2,467,550	―	―	―
未収運用受託報酬	939,007	―	―	―
投資有価証券				
その他有価証券	―	1,084,621	2,001	―
合計	17,003,560	1,084,621	2,001	―

第40期（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	15,886,867	―	―	―
未収委託者報酬	2,348,724	―	―	―
未収運用受託報酬	830,844	―	―	―
投資有価証券				
その他有価証券	―	1,067,561	4,004	―
合計	19,066,435	1,067,561	4,004	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第39期（平成23年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第40期（平成24年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第39期（平成23年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	933,950	915,000	18,950
小計	933,950	915,000	18,950
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	3,380,909	3,459,000	△78,091
小計	3,380,909	3,459,000	△78,091
合計	4,314,859	4,374,000	△59,140

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第40期（平成24年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	3,256,023	3,234,000	22,023
小計	3,256,023	3,234,000	22,023
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	1,455,840	1,500,000	△44,160
小計	1,455,840	1,500,000	△44,160
合計	4,711,863	4,734,000	△22,136

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 238,335千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
なお、非上場株式のうち一部を当期において減損処理を行い、投資有価証券評価損50,687千円を計上しております。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（平成23年3月31日）　（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	―	―	―

第40期（平成24年3月31日）　（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	23,383	―	4,016

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	第39期（平成23年3月31日）	第40期（平成24年3月31日）
退職給付引当金	974,968	1,139,061

（注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	第39期（平成23年3月31日）	第40期（平成24年3月31日）
勤務費用	143,190	151,221
確定拠出年金掛金	51,252	55,408
合計	194,442	206,629

（注）退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

（単位：千円）

	第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
（1）流動資産		
未払事業税	122,775	111,121
賞与引当金	337,467	332,120
社会保険料	29,423	29,079
未払事業所税	5,234	5,098
その他	8,570	8,088
繰延税金資産合計	503,471	485,508
（2）固定資産		
退職給付引当金	395,837	408,872
投資有価証券	40,700	53,733
ゴルフ会員権	38,408	32,333
役員退職慰労引当金	53,592	54,186
その他有価証券評価差額金	24,010	7,880
その他	72,409	72,699
繰延税金資産小計	624,958	629,709
評価性引当額	△ 79,108	△ 86,067
繰延税金資産合計	545,849	543,639
繰延税金資産の純額	1,049,320	1,029,147

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第39期 （平成23年3月31日）	第40期 （平成24年3月31日）
法定実効税率	－	40.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	－	0.7〃
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－	△1.0〃
過年度法人税等	－	0.8〃
評価性引当額	－	0.3〃
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－	1.6〃
その他	－	△0.1〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－	42.9%

（注）第39期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額が98,432千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が97,325千円、その他有価証券評価差額金が1,106千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1．　報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

1．　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収益	24,069,333	3,364,664	112,848	27,546,846

2．　地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．　主要な顧客ごとの情報

外部顧客よりの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第40期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収益	27,285,403	3,091,311	131,340	30,508,054

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
外部顧客よりの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）
第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,310,157	未払手数料	486,916
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,038,329	未払手数料	232,560

取引条件及び取引条件の決定方針等
※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,883,039	未払手数料	448,037
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,570,671	未払手数料	193,755

取引条件及び取引条件の決定方針等
※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

（１株当たり情報）

	第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	5,107円48銭	5,659円69銭
1株当たり当期純利益金額	734円71銭	916円79銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益(千円)	2,828,630	3,529,657
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,828,630	3,529,657
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

前へ 次へ

４ 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５ その他

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

前へ

第２【その他の関係法人の概況】

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年４月１日現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成24年３月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)投資顧問会社

①名称

Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
（T.Rowe Price International Ltd）

②資本金の額

平成23年12月末現在：172百万米ドル（約13,641百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成24年６月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝79.31円）によります。

③事業の内容

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ500インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

(３)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年３月末現在	事業の内容
大和証券株式会社（注１）	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	
三井住友信託銀行株式会社（注２）	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(注１)大和証券株式会社の資本金の額は、平成24年４月１日現在です。
(注２)三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、平成24年４月１日現在です。

３ 資本関係

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

(１)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

①大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

②株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

③三井住友信託銀行株式会社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田 浩司　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成23年11月22日から平成24年5月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成24年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年11月22日から平成24年5月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成24年６月15日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。